

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算すること。積算を行う上での留意点は以下のとおり。

なお、落札者には「第1 入札手続」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めらるので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定を行うこと。

(1) 入札価格に係る算出方法

1) 入札に係るガソリン（レギュラー）、ディーゼル単価については、資源エネルギー庁が●年●月最終週に公表する（入札日直近）ガソリン及びディーゼル一般小売価格の茨城県における週次調査価格から消費税を除いた価格（小数点3位以下は切り捨てとする）に、各値引き率を乗じた価格とする。

なお、小数点以下は四捨五入とする。

2) 入札価格は品名ごとの上記単価に2021年度発注見込みの数量を乗じて算出した合計金額とする（第2 業務仕様書 参照のこと）。

(2) 契約単価に係る算出方法

1) 本契約に係るガソリン（レギュラー）、ディーゼル単価については、資源エネルギー庁が2021年3月最終週に公表する（契約日直近）ガソリン及びディーゼル一般小売価格の茨城県における週次調査価格から消費税を除いた価格（小数点3位以下は切り捨てとする）に、落札時値引き率を乗じた価格とする。なお、小数点以下は四捨五入とする。

2) 落札時値引率は、「入札金額におけるガソリン単価/●年●月最終週に資源エネルギー庁が公表した（入札日直近）ガソリン一般小売価格の茨城地区における月次調査価格（消費税を除く）」とする。ディーゼルも同様とする。少数点3位以下は切り捨てとする。

3) 資源エネルギー庁の公表とする価格の変動により単価が変動する場合は、その月の最終週の公表価格を適用することとし、その翌月から変更後の単価を使用することとする。この単価に落札時値引き率を乗じた価格とする。

(3) 消費税について

1) 上記(1)及び「第1 入札手続」の10.のとおり、入札書には消費税等を除いた金額を記載すること。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行う。

なお、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となる。

2) ディーゼルの消費税を除する際は、あらかじめ調査価格から軽油取引税分を引いた上で除するものとし、その後軽油取引税を加えるものとする。